

令和6年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画の自己評価結果

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p>	<p>2. 重点的に取り組む分野 上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。</p> <p>(1) 発注の効率化に係る取組 競争性の確保を前提としつつ、以下の取組等を実施することで、機構及び事業者双方の事務負担を軽減し、発注事務の効率化を目指す。また、取組の実施後は、事務負担がどの程度軽減できたかについて数値的検証を実施するとともに、コスト削減や落札率等を含め効果検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に一部の拠点の調達契約において試行的に導入した立会人型電子契約について、令和6年度においては、試行導入で得られた事務手続上の課題を手順の見直しによって解消し、全社的な導入へ拡大する。書類交換のデジタル化を促進することにより、機構及び事業者双方の事務負担の軽減やテレワーク勤務への環境構築を図る。 	当該取組の実施状況	<p>令和5年度に一部の拠点の調達契約において試行的に導入した立会人型電子契約について、令和6年度においては、試行導入で得られた事務手続上の課題(事業者の書類形式の選択に伴う意向確認事務の追加)を応募時の書類提出手順の見直しによって解消し、全社に導入した。書類交換のデジタル化を促進することにより、機構及び事業者双方の事務負担の軽減やテレワーク勤務への環境構築を図った。</p>	<p>評価：B 計画どおり電子契約を全社的な導入へ拡大したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の導入による調達事務負担の軽減及び業務水準の向上を更に推進するため、生成AI等の新技術導入の検討を進め、対象事務を特定して導入計画を策定する。導入計画の策定に当たっては、リスク、セキュリティ及び費用対効果を検証する。 	当該取組の実施状況	<p>デジタル技術の導入による調達事務負担の軽減及び業務水準の向上を更に推進するため、生成AI等の新技術導入対象事務として、調達手続全般に関する社内問合せ対応事務等を導入効果、導入難易度、費用の観点で特定し、生成AI特有のリスク(知的財産権の侵害、バイアス等による誤情報の生成)及び情報漏洩等セキュリティの検証を経て、導入計画を策定した。</p>	<p>評価：B 計画どおりに生成AI等の新技術導入の検討を進め、対象事務を特定して導入計画を策定したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 建築設計業務においてBIM(コンピュータ上に実物と同じような建築物の仮想3Dモデルを構築し、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等の属性情報を付加する設計手法)の活用を促進するため、「集合住宅設計BIMガイドライン」及びガイドラインに関する「BIMデータ類」を策定し公表した。引き続きBIMの活用を促進するために、対応するソフトウェアを拡大し、設計事業者のBIMデータ類の普及及び利活用を促進する。これにより、設計・施工から修繕等の維持管理まで建築物のライフサイクル全体の業務効率化を図る。 	当該取組の実施状況	<p>令和5年度に策定し公表した「BIMデータ類」について、令和5年度は対応するソフトウェアとしてRevit版^{*1}を公表したが、令和6年度は設計事業者ヒアリングで得た要望等を踏まえてVectorworks版^{*2}を公表し、普及及び利活用を促進した。</p> <p>※1 米国のAutodesk社が開発したWindows用のBIMソフトウェア ※2 米国のVectorworks社が開発したmacOS及びMicrosoft Windows用の建築設計や施工に特化したBIMソフトウェア</p> <p>また、令和6年度の設計業務でBIMを活用した技術提案を評価する公募を7件実施し、うち4件について、BIMを活用した技術提案があり、その者と契約を締結した。</p>	<p>評価：B 計画どおり「BIMデータ類」に対応するソフトウェアを拡大したことからB評価とする。本取組を継続する。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 工事を受注した事業者から機構へ提出する書類について、提出方法、資料の縮減可否及び提出要否の精査を行い、事業者の負担軽減を目指す。また、施工中の工事の情報共有や書類提出・確認等についてWebを通して行う受発注者間情報共有システムを導入する。これにより、機構及び事業者双方の書類授受の負荷軽減、工事情報の共有の効率化を図る。 	当該取組の実施状況	<p>建物新築工事において、工事を受注した事業者から機構へ提出する書類について、データ形式の統一及び資料の縮減を図りながら、協議資料や検査資料等を原則として電子納品とすることにより、大幅なペーパーレス化を推進し、印刷物の9割を削減する取扱いを定めた。また、施工中の工事の情報共有や書類提出・確認等についてWebを通して行う受発注者間情報共有システムを導入し、機構及び事業者双方の書類授受の負荷軽減、工事情報の共有の効率化を図るとともに、意思決定を迅速化する取組を4件実施した。</p>	<p>評価：B 計画どおり書類授受の負荷軽減、工事情報の共有の効率化を推進したことからB評価とする。本取組を継続する。</p>
<p>(2) 調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る取組</p> <p>① 調達コストの最適化に資する取組 引き続きコスト削減に取り組むとともに、建設業界の技術者不足及び高水準で推移している資材価格等を踏まえ、入札不調・不落による事業遅延を防止するために、積算額と実勢価格の間に乖離が想定される場合に事業者からの見積りを活用する方式を採用する等、予定価格の適切な設定</p>	当該取組の実施状況	<p>工事費が高騰する現状において、実勢価格を着実に積算に反映するとともに、実勢価格の急激な変動によって積算額と実勢価格の間に乖離が想定される場合には、事業者の見積りを活用する方式を適用する等、予定価格の設定を状況に応じて適切に行う等の調達コスト最適化を図るとともに、入札不調・不落を原因とした事業遅延の防止に努めた。</p> <p>特に、事業者の見積りを活用する方式については、入札不調・不落の実績のあった工事への適用に加え、落札された工事のうち直近の入札額</p>	<p>評価：B 調達コストの最適化に資する取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		等の調達コスト最適化に資する取組を行う。		の内訳と積算額の内訳に乖離が確認された項目を有する工事等にも適用し、入札不調・不落を原因とした事業遅延の防止に努めた。	
		<p>② 競争性の確保等に係る取組</p> <p>一者応札・応募となった案件については、速やかに事業者や関係する業界団体へのヒアリング等による市場分析並びに一者応札・応募となった原因の検証及び分析を行い、次の公募に向けて、実効的な改善策を検討する。</p> <p>当該案件を次回公募する際は、上記検討を踏まえ、その時点における市場分析等を行った上で「一者応札・応募改善策計画票」を策定し、各本部等に設置された契約審査会等において検証を行う。</p> <p>さらに、2回以上連続で一者応札・応募となった案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、上記と同様のプロセスにより、次の公募に向けて、実効的な改善策を検討した上で「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。</p> <p>その上で、当該案件を次回公募する際は、上記と同様のプロセスにより「一者応札・応募改善策計画票」を策定して、各本部等に設置された契約審査会等において検証を行う。</p> <p>以上の改善策の検討においては、過年度の契約監視委員会において一者応札・応募の原因分析を行った結果、応札者の増加に一定の効果があると検証できた周知方法・情報提供の改善・拡大及び資格要件の緩和等の導入や複数年契約の拡大等案件に応じた改善策の導入を含める。</p> <p>数次の改善策を講じたにもかかわらず、連続して同一事業者による一者応札・応募が継続し、なお複数応札・応募が見込めない場合には、参加者の有無を確認する公募手続について、その妥当性を財務部（調達監理）と協議した上で採用*する。</p> <p>※ 高度な専門性のある技術等の要件を備えている特定の者と契約手続を行う予定である旨公示して、他に参加者がいないか公募により確認する。その際、当該特定の者を特定できる情報（名前等）は開示しないこととする。</p> <p>応募要件を満たす者がいない場合は、当該特定の者との契約手続（確認公募型随意契約）に移行し、応募要件を満たす者がいる場合は、当該特定の者及び当該応募者に対して競争入札又は企画競争を実施する。</p> <p>なお、随意契約の場合の予定価格については、事業者側の事務コストの低減を踏まえた積算を行う。</p>		<p>一者応札・応募となった案件については、計画のとおり、複数応札・応募を目指してPDCAサイクルによる対策を講じるものとし、市場分析並びに原因の検証及び分析を行い、事業者への応札勧奨や仕様の要件緩和等による実効的な改善策を実施した。その結果、98件で複数応札・応募に改善した。</p> <p>2回以上連続で一者応札・応募となった案件については、次の公募に向けて、実効的な改善策を検討した上で「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表した。</p> <p>機構独自の取組として、数次の改善策を講じてもお複数応札・応募が見込めない案件については、財務部（調達監理）と協議し、妥当と判断された場合は、参加者の有無を確認する公募手続を採用できることとしている。</p> <p>令和6年度においては、当該手続を試行的に採用するための基準が満たされていることを財務部（調達監理）が確認し、新たに都市再生事業の権利者等調整業務を含めて当該手続を23件採用し公募した。公募を行った結果、応募者はいなかった。</p> <p>当該手続により調達したものは、いずれも機構の業務継続のために不調・不落を発生させずに事業者を確保する必要性が高いものであるが、当該手続による場合はあらかじめ事業者を特定するため、少なくとも確実に業務を実施する事業者が確保され、安定的な業務継続と品質確保が可能となった。</p> <p>また、当該手続と一般競争入札とを比較して、1件あたり10時間程度、全体で230時間程度の事務負担が軽減された（試算）。特に受注者の技術資料作成や発注者の技術審査が省略され、受発注者双方の負担が軽減され、手続期間も大幅に短縮された。これらの事務負担の軽減は、働き方改革や業務の品質向上等に寄与している。</p>	<p>評価：B</p> <p>一者応札・応募となった案件について、PDCAサイクルによる対策を講じる仕組みが確立され、手順に従った運用による競争性の確保等に係る取組を着実に実施したことのほか、複数応札・応募が見込めない案件について、機構独自の取組により、安定的な業務継続と品質確保が図られたこと並びに機構及び事業者双方の事務負担の軽減効果も発現されたことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>(3) 品質等価格以外の要素に留意する取組 公共工事等発注者として、以下の取組等を実施し、社会的責務を着実に果たす。 さらに、調達に要する事務コストを削減する取組や事業スケジュール遅延を回避するために入札不調・不落の発生を抑止する取組を推進する。</p> <p>① いわゆる「担い手三法」(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号))に基づき、公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、元請業者が適切な施工体制を確保しているかの確認、市況に応じた予定価格の適正な設定、ダンピングの防止、及び社会保険未加入建設事業者を契約の相手方から排除する等の取組を引き続き実施する。</p>	当該取組の実施状況	<p>公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、下記のとおり複数の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請契約を締結した全ての工事調達において、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく施工体制台帳整備を求めることを現場説明書中に明記し、事業者の体制の確認を徹底した。元請、下請業者間の契約内容及び求められる資格要件等を的確に把握した。 全ての工事調達において、入札説明書中に、入札時における入札金額内訳書の提出を義務付ける旨明記することにより、品質確保の実現、ダンピングの抑制を推進、積算能力を有する者による競争を促進した。 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、国土交通省は平成26年から社会保険等未加入建設事業者の排除等を行い、順次その対象を、工事受注者及び一次下請負人から、二次以下の下請負人を含む全ての建設事業者へと拡大しているが、機構においても国土交通省と同様に実施し、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設事業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境の構築に努めた。 建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払、処遇改善及び現場の生産性向上を図るため、国や建設産業関係団体等が利用を促進する建設キャリアアップシステム(CCUS)について、新築工事を対象に、CCUS登録率等の達成基準に応じて工事成績評価を加点する取組を実施した。 災害発生時においては、機構は被災した地方公共団体等に対する復旧・復興の支援体制を迅速に構築しなければならないが、構築する支援体制には機構を補助する事業者の技術者も含まれている。既存の入札方式による事業者の選定では、発災後の支援体制の構築に時間を要するとともに、技術者の確保が不確実であることから、これまでの災害復興支援の経験を生かした機構独自の取組として、あらかじめ事業者を公募し、応募事業者を審査して基本協定を締結し、発災後、協定締結者間によって、速やかに競争入札を実施する方式を導入した(令和7年1月31日公募)。この方式では発災後に速やかに協定を締結した事業者間で競争入札を行うため、従来の方式よりも発災後の手続期間が30日程度短縮されることに加え、応募事業者の資格確認審査をする際には、応募事業者や予定委託業務責任者の経験及び能力等を勘案し、優れた実績を有する信頼性の高い応募事業者の中から入札に参加する者を選定することにより、品質を確保している。この方式の導入によって、公正性、透明性及び競争性の確保と迅速かつ確実な復旧・復興支援体制の構築が両立し、機構に求められる社会的要請への対応がより可能となった。 	<p>評価：A</p> <p>公共工事の品質確保とその担い手確保の実現にあたり、それぞれの取組を着実に実施したことに加え、機構独自の創意工夫によって機構に対する社会的要請に迅速かつ確実に対応する方式を導入したことを踏まえ、A評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>② 価格以外の要素を評価する方式(総合評価落札方式・企画競争方式)による全ての調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)その他関係法令に基づく認定を受けた企業又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業等)を評価する取組を引き続き実施す</p>	当該取組の実施状況	<p>価格以外の要素を評価する方式(総合評価落札方式・企画競争方式)による全ての調達において、ワーク・ライフ・バランス等(女性の活躍、次世代の育成及び若者の雇用)を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等を評価する取組を引き続き実施した。</p>	<p>評価：B</p> <p>ワーク・ライフ・バランス等推進企業からの調達を推進するための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		る。			
		③ 工事調達において、余裕期間制度（事業者が工事着工時期を選択できる発注方式）や工事の発注予定情報の公表等、事業者間の競争を促進する制度の適用を推進することにより、技術者や職人の不足等による入札不調・不落の発生を抑制する。令和6年度においては、詳細な公募情報を追加で随時公表する取組（詳細情報随時追加）を発注計画の範囲内において、過去の実績及び令和6年度に予定する工事発注量を踏まえて概ね200件実施することによって応札勧奨に努める。さらに、中長期的な工事の見通しを公表する取組を試行的に実施する。	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	<p>入札不調・不落の発生を抑制するため、下記のとおり複数の取組を実施した。なお、令和6年度の入札不調・不落率は17.0%であり、建設業界全体の技術者不足や資材価格等の高騰による工事費上昇の影響も受けたと思われる（令和5年度14.0%、令和4年度12.2%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者が工事着工時期を柔軟に設定できるよう、余裕期間制度として従来行っていた任意着手方式（発注者が示した全体工期内で、受注者が工事着工日を選択できる方式）、発注者指定方式（発注者が指定する工期の前に受注者の工事準備期間を設定する方式）に加えて、フレックス方式（発注者が示した全体工期内で、受注者が工事着工日と工期末を選択できる方式）を適用し、事業者がより参加しやすい環境整備に努めた。 ・ホームページで定期的に事前公表している工事発注予定情報において、随時、より詳細な公募情報を事前公表する取組を226件行った。 ・品確法に基づく発注平準化や応札勧奨に資する取組の一環として、また、事業の継続性を示すことでの機構工事に対するより一層の応札意欲の向上と競争参加者の拡大による不調不落の回避を目的として、従来行っていた年度内の工事発注予定の公表に加えて、翌年度から3か年分の中長期的な工事発注見通しを試行的に公表した。 ・上記に加え、応札勧奨に関する各種施策（競争参加資格要件の緩和、週休2日の推進、書類の簡素化・電子納品の推進等）について、建設業界紙への周知等による広報活動を積極的に進め、事業者の負荷軽減による機構の工事に対する好感度及び建設業界における認知度の向上を図った。 	<p>評価：B</p> <p>入札不調・不落の発生抑制に係る複数の改善策を継続的に実施してきたことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		④ 働き方改革に対応した建設現場の環境整備の一環として、週休2日（4週8閉所等）促進工事を団地再生事業、都市再生事業、復興支援事業、宅地等管理業務及び賃貸住宅の保全工事（計画修繕）において原則実施する。	当該取組の実施状況	働き方改革に対応した建設現場の環境整備の一環として、週休2日（4週8閉所等）促進工事を団地再生事業、都市再生事業、復興支援事業、宅地等管理業務及び賃貸住宅の保全工事（計画修繕）において315件実施した（緊急の工事を除く）。	<p>評価：B</p> <p>働き方改革に対応した建設現場の環境整備を実現するための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		⑤ 機構及び事業者間で1週間の業務実施に関する約束事（休日明け日は依頼の期限日としない、休前日は新たな依頼をしない、17時以降の打合せは行わない等）を定めるウィークリースタンスを設計業務等に加えて工事にも適用し、工事の品質確保や受注者の業務環境の改善を図る。	当該取組の実施状況	<p>建設コンサルタント業務等のみならず工事についても、機構及び事業者間で次の項目を定めるウィークリースタンスを、令和6年度の発注において、全件導入し、工事及び業務の品質確保や機構及び事業者双方の業務環境の改善を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日明け日を依頼の期限日としない。 ・休前日は新たな依頼をしない。 ・昼休みや17時以降の打合せは行わない。 ・定時間際、定時後の依頼をしない。 	<p>評価：B</p> <p>ウィークリースタンスを導入し、工事の品質確保や業務環境の改善を図ったことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		⑥ 多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で行われる建設工事における発注時に予見できない事態に備え、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合に設計変更を可とするなど、設計変更の可否に関する基準及び設計変更を行う場合の手続の流れを示した設計変更ガイドラインを適正に運用し、機構及び事業者双方が設計変更に関する認識を共有することで、契約上のトラブルを防止するとともに、設計変更時の事務の円滑化を図る。	当該取組の実施状況	建設工事の特性を踏まえ、設計の精度向上と設計変更業務の円滑化を図るために、設計変更に関する留意事項や手続きの流れを明確化した「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を適正に運用するとともに事業者にも広く再周知し、機構及び事業者双方の設計変更に関する認識共有を図ることで、契約上のトラブルの防止と設計変更時の事務円滑化を図った。	<p>評価：B</p> <p>「設計変更ガイドライン」の適正な運用及び再周知による機構及び事業者双方の認識共有の推進によって契約上のトラブルの防止と設計変更時の事務円滑化を図ったことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		⑦ 工事発注に当たっては、建築物の環境性能の向上、再生可能エネルギーの導入等の施策を推進する設計・仕様とす	当該取組の実施状況	賃貸住宅のリノベーションの際に、既存木軸（間仕切壁）を有効活用した設計・仕様を採用し、従来のリノベーションと同等の住宅性能及び	<p>評価：B</p> <p>工事発注において環境負荷低減を推進す</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		ることにより、温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現に貢献する。また、総合評価方式による調達において、環境マネジメントシステムに関する国際規格の取得、企業における地球環境配慮への取組（環境報告書の公表等）及び工事現場における環境配慮に係る施工計画・取組への評価を引き続き実施する。		設備改修を維持しながら建設廃棄物の削減を進める等、工事発注に当たっては、建設廃棄物の削減、建築物の環境性能の向上、再生可能エネルギーの導入等の施策を推進する設計・仕様とすることにより、温室効果ガスの排出量を削減した。 また、総合評価方式による調達において、環境マネジメントシステムに関する国際規格の取得、企業における地球環境配慮への取組（環境報告書の公表等）及び工事現場における環境配慮に係る施工計画・取組への評価を引き続き実施した。	る設計・仕様を積極的に導入するとともに、総合評価方式による調達において、環境配慮への取組等を継続して実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		3. 調達に関する内部統制 (1) 新たに締結する競争性のない随意契約に係る手順 競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うこととするが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下の手順を経る。 ① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理し、財務部（調達監理）に対して協議を行う。 ② 協議を受けた財務部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。 ③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。 なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の場で点検を受ける。	法人内における検証状況等	新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件について、以下の手順で運用を行うこととしている。 ① 当該調達部門において、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理した上で、財務部（調達監理）に対して協議を行う。 ② 協議を受けた財務部において、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかな否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。 ③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。 なお、令和6年度においては、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件に関して調達部門と財務部との間で協議を行ったものはなかった。	評価：B 新たに随意契約を締結する際の手順が確立していることを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。 なお、令和6年度においては、調達部門と財務部（調達監理）との間で手順に従って協議を行った案件はなかった。
		(2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合に係る手順 随意契約による真にやむを得ないものとして過去の契約監視委員会で整理されたものについて競争性のない随意契約を継続して締結する場合には、予定価格の作成に当たり、市場価格の把握や他者の見積りを活用すること等により、随意契約による事業者側の事務コストの低減を踏まえた積算を行う。 また、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性（前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか）についての検証を実施する。	法人内における検証状況等	計画で定めた手順に従い、継続して競争性のない随意契約を締結する501件の契約において、各本部等に設置された契約審査会等で当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について検証した上、契約締結の手続を実施した。 (主な検証の例) ① ガス管・設備工事、エレベーター改修工事等 ・積算要領に基づく積算を実施 ② 事務所等賃貸借（新規） ・他の物件との賃貸条件の比較、賃料水準の検証等を実施 ③ 事務所等賃貸借（継続） ・現在の賃貸条件の検証、他物件との賃料比較、移転時の一時費用等の確認等の実施 ④ 密接不可分工事・業務、補備工事 ・積算要領に基づく積算を実施 ・当初落札率を予定価格作成時に勘案	評価：B 競争性のない随意契約を継続して締結する場合の内部統制について、手順を確立させていること、またこの手順に従い着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		(3) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応 契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、また、発生時には速やかに契約手続きに応じた必要な措置を講じるため、下記の取組を行う。	当該取組の実施状況	調達に関する以下の情報の充実を図るとともに、契約手続ミスが発生しやすい事項の注意喚起等を随時「調達ポータルサイト」により周知することにより、契約手続ミス等不祥事の防止及び職員のノウハウの共有及び継承を図った。	評価：B 計画どおり調達に関する情報の充実化を着実に実施し、契約手続ミス等不祥事の防止及び職員のノウハウの共有・継承が図ら

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		① 調達に関する以下の情報の充実を図るとともに、不祥事が発生した場合には再発防止策等を反映させ、随時「調達ポータルサイト」により周知することにより、不祥事防止のみならず職員のノウハウの共有及び継承を図る。 ・関連法令及び内規等の制定・改廃等の情報 ・「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」 ・契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」(前例集)		・関連法令及び内規等の制定・改廃等の情報 ・「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」 ・契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」(前例集)	れていることを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		② 不祥事等の発生を未然に防止するため、ビデオ講義等を活用しながら以下の研修を実施する。 ・新規採用及び中途採用の全ての職員に対する機構の契約制度や発注者綱紀保持に関する基礎的な内容の研修 ・新たに管理職に登用された全ての職員及び昇級した全ての職員に対するより専門的な発注者綱紀保持に関する研修 ・発注・契約実務を担当している全ての職員に対する契約手続に関する具体的な事例等を活用した実務的、実践的研修(発注・契約担当者研修) ・発注担当部署の全ての管理職に対する公正取引委員会からの講師による講義やテキストを活用した入札談合等関与行為防止研修 上記の研修に当たっては、受講者への理解度テストやアンケート等により、理解度確認及び研修方法の効果測定を実施する。これにより、理解度が低い事項や判明した課題、受講者からの要望が多かった事項等を把握し、イントラネット等を活用したフォローアップや次回以降の研修での講義内容等に反映させ、更なる職員の理解度向上に努める。	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	毎年度実施する以下の研修について、実例を充実させる等の理解度を高めるための改善を加えた上で、ビデオ講義等を活用しながら実施した。 ・新規採用職員及び中途採用職員を対象とした契約制度や発注者綱紀保持に関する基礎的な研修(全員受講) ・新任管理職員及び昇級者を対象としたより専門的な発注者綱紀保持に関する研修(全員受講) ・発注・契約担当者、承認権限を持つ管理職を対象とした契約手続に関する具体的な事例等を活用した実務的、実践的な研修(休職者・出向者を除き全員受講) ・公正取引委員会からの講師による発注担当部署の管理職を対象とした入札談合等関与行為防止研修(休職者・出向者を除き全員受講) 発注・契約担当者及び承認権限を持つ管理職を対象とした契約業務研修では、業務の合間に受講しやすいよう短時間の講義に細分化し、自身の属性に応じた研修内容に区分して配信する等の工夫を講じた。 受講後は、eラーニングを用いて、誤認されやすい制度や実例等を基にした理解度テストによる効果測定を実施し、理解度が低かった事項については、イントラネットにおいてポイント解説を実施する等により、職員の理解度向上と手続ミスの防止を図った。 また、アンケートにおいても理解度向上が進んでいることを確認したが、受講者からより受講しやすくするための要望も把握したため、次回以降の研修で反映させることとする。	評価：B 計画で定めた受講率を達成したこと及び受講者の属性に応じた確認テストによる効果測定及びその後のフォローアップにより、契約業務に関する理解度向上が図られたことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		③ 難易度の高い実例をもとに「最適な発注方法の検討」や「トラブルが発生した場合の対応」を行う全編グループワーク型の調達シミュレーション研修を実施し、職員の調達に関する問題解決力及び危機対応力の向上を図るとともに、公正性・透明性・競争性の観点のみならず、機構の事業に求められている使命、事業経営及び品質確保といった多角的な観点を加えたバランス感覚を養う。	当該取組の実施状況	令和6年度においても、難易度の高い実例をもとに「最適な発注方法の検討」や「契約解除等のトラブルが発生した場合の対応」を行う全編グループワーク型の調達シミュレーション研修を実施した。職員の調達に関する問題解決力及び危機対応力の向上が図られるとともに、公正性・透明性・競争性の観点のみならず、機構の事業に求められている使命、事業経営及び品質確保といった多角的な観点を加えたバランス感覚を養う機会となり、困難な調達環境におけるより適切な調達方法の選択や新たな調達方法を志向する意識の醸成に寄与している。	評価：B 計画どおりに職員の調達に関する問題解決力及び危機対応力の向上並びに多角的な観点を養う研修がなされたことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		④ 発注者綱紀保持に関する取組については、不祥事の発生が組織に与える影響を鑑み、全役職員が定期的に理解を深めることが必要であることから、上記②記載の研修に加え、eラーニングを活用した一問一答により、発注事務に係る情報の適切な管理、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実が発生した場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」及び規程を実務に即して解説した「発注者綱紀保持マニュアル」の内容の周知徹底を図る。	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	以下の方法で発注事務に携わる全職員に対し、「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の内容について周知徹底を図った。 ・イントラネットにおいて、全職員に周知した。 ・過去からの研修等により発注者綱紀保持に関する基礎的な知識は職員に定着しているところであるが、高い危機対応力及び制度の理解力を問う実践的な設問を含めて全役職員に対してeラーニングを実施した。その結果、当該設問の正答率が85%を下回ったため、正答率が低かった設問テーマに関する理解度向上のためのポイント解説を実施し	評価：B 「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の周知徹底及び規程の内容についての浸透を図ったことに加え、規程等の内容についてeラーニングを実施し、全ての設問において正答率が85%を上回ったことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>なお、正答率（正解回答者数／全回答者数）が低かった設問については、上記②記載の研修において重点的な説明の実施や再度 e ラーニングを実施すること等のフォローアップを行うことでフォローアップ後の正答率が85%を上回ることを目標とする。</p>		<p>た。再度 e ラーニングを実施したところ、全ての設問において正答率85%以上を達成した（フォローアップ後の正答率93.1%）。</p>	
		<p>⑤ 工事等の落札結果をモニタリングし、四半期ごとに開催する入札談合等不祥事を未然防止する目的で設置した工事落札率検証会議（財務部調達監視課長、コンプライアンス・法務部コンプライアンス推進課長、監事付担当課長、本社調達担当部門課長等で構成）において、高落札率となった案件の中で1者応札や非落札者が全社辞退していること等、落札結果に特異な状況が認められる場合には入札談合等の不正の兆候がないかの確認をする。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することにより、不正行為の抑制につなげる。</p>	当該取組の実施状況	<p>工事等の落札結果をモニタリングし、四半期毎に工事落札率検証会議を開催した。会議において、高落札率となった案件の中で1者応札や非落札者が全者辞退した等、落札結果に特異な状況が認められるものを全て抽出（88件）した上で、特定の事業者に落札させるための行為や情報漏洩等の不正の兆候がないかについての確認を入札資料の精査や発注部署へのヒアリング等により行った。確認の結果、不正の兆候は見受けられなかった。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することによって不正行為の抑制につなげた。</p>	<p>評価：B 入札談合等、不正行為の抑制に寄与する取組を実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>⑥ 談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会等に通知する。談合疑義案件については、発生都度、事例として蓄積し、以後の参考とする。</p>	当該取組の実施状況	<p>令和6年度においては、談合の疑義がある案件は発生しなかった。なお、談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うという手順、及び調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会等に通知するという手順としている。</p>	<p>評価：B 談合疑義案件が発生した場合の手順が確立されていることを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>6. その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。 また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する</p>	当該取組の実施状況	<p>以下の取組を実施した。 ・調達等合理化計画及び自己評価結果等について、ホームページにて公表した。 ・契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報をホームページで毎月公表（少額契約を除く全契約。計3,421件）した。</p>	<p>評価：B 適切に公表したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

※自己評価の評価について（参考）

平成26年9月2日「独立行政法人の評価に関する指針」による

S：法人の活動により、計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）

A：法人の活動により、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成）

B：計画における所期の目標を達成していると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の100%以上120%未満）

C：計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

（定量的指標においては年度計画値の80%以上100%未満）

D：計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（定量的指標においては年度計画値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）

※B評価を標準とする。